

東京都板橋区男女平等参画審議会傍聴規程

平成22年4月16日決定

(趣旨)

第1条 この規程は、東京都板橋区男女平等参画基本条例施行規則（平成15年東京都板橋区規則第41号）第22条に基づき、東京都板橋区男女平等参画審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議会の公開)

第2条 何人も本規程に定めるところにより、審議会を傍聴することができる、ただし、会議の内容が東京都板橋区情報公開条例（平成12年板橋区条例第1号）に規定される非公開情報が含まれる等の場合は、この限りではない。

(傍聴の許可)

第3条 審議会の傍聴を希望する者は、板橋区男女平等参画審議会会長（以下「会長」という。）に対して、会議開始時刻までに書面により（別記様式1）傍聴を申し込み、傍聴の許可を得るものとする。

2 傍聴の許可は、傍聴券（別記様式2）の交付をもって行う。傍聴券の交付を受けていない者は審議会の会場に入室できない。

3 会長は審議会を行う会場を勘案して傍聴者の定員を設定し、前項の申し込みがその数に達するまで、申込者の先着順に傍聴を許可するものとする。ただし、会長が特段の事情があると認める場合には、先着順によらず傍聴を許可することができる。

4 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴が終了するまで傍聴券を携帯しなければならない。

5 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退室しようとするときは、これを会長に返還しなければならない。

6 傍聴券の交付に係る事務は、男女社会参画課が所管する。

(傍聴者の会議資料の閲覧)

第4条 会長は審議会を開催するときは、会議資料を傍聴者の閲覧に供するものとする。ただし、会議資料に東京都板橋区情報公開条例（平成12年板橋区条例第1号）に規定される非公開情報が含まれる等の場合は、この限りでない。

(傍聴者の遵守事項)

第5条 傍聴者は、次の事項を守り静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 他人に危害を加える又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯しないこと。
- (2) ゼッケン、たすき等を着用したり、ビラ、プラカード、旗の類を持ち込んだりしないこと。
- (3) 酒気を帯びていないこと。
- (4) 審議中にみだりに席を離れてはならない。
- (5) 発言し、又は拍手その他の方法により、公然と可否を表明してはならない。
- (6) 騒ぎ立てる等、審議会の妨害をしないこと。
- (7) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (8) 許可なく写真撮影、録画、録音等をしないこと。
- (9) 携帯電話、ポケットベル、パソコン等の電源を切ること。
- (10) その他、審議の支障となる行為をしてはならない。

2 傍聴者は、審議会の会場においては、会長及び審議会の庶務を担当する男女社会参画課の職員の指示に従うものとする。

(入室の拒否及び退室の命令等)

第6条 会長は次の各号の一に該当すると認める者については、入室の拒否又は退室を命ずることができる。

- (1) 傍聴券を携帯していない者。
- (2) 異様な扮装をなした者。
- (3) 前条に違反する行為を行った者。

(傍聴者の入退室)

第7条 傍聴者は次の各号に掲げる場合には、速やかに退出しなければならない。

- (1) この規程に違反し、会長に傍聴の許可を取り消されたとき。
- (2) 東京都板橋区男女平等参画基本条例施行規則第22条に基づき審議会の決定により、非公開とした場合。

2 前項第1号の規程により退室を命じられた者は、当日再び審議会会場に入ることはできない。

(委任)

第8条 この規程に定めのない事項は、会長が定める。

付 則

この規程は、平成22年4月16日から施行する。

東京都板橋区男女平等参画審議会 傍聴申込書

平成 年 月 日

東京都板橋区男女平等参画審議会傍聴規程第3条の規程に基づき、東京都板橋区男女平等参画審議会傍聴を申し込みます。なお、傍聴に際しましては傍聴規程を遵守します。

傍聴希望者

氏 名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

整理番号 _____

— (き り と り 線) —

別記様式 2

整理番号 _____

傍 聴 券

平成 年 月 日

傍聴者氏名 _____ 様

東京都板橋区男女平等参画審議会傍聴規程第3条の規程に基づき、東京都板橋区男女平等参画審議会の傍聴券を交付します。

東京都板橋区男女平等参画審議会

※ 注意事項

- ・ 審議会の審議開始前までに、傍聴席に着席して下さい。
- ・ 傍聴券の提示がない場合、審議会の傍聴はできません。
- ・ 傍聴券の再発行はしません。
- ・ 裏面の東京都板橋区男女平等参画審議会傍聴規程（抜粋）を遵守して下さい。
- ・ お帰りの際は、本券を男女社会参画課まで返却して下さい。

東京都板橋区男女平等参画審議会傍聴規程（抜粋）

（傍聴者の遵守事項）

第5条 傍聴者は、次の事項を守り静穏に傍聴しなければならない。

- （1）他人に危害を加える又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯しないこと。
- （2）ゼッケン、たすき等を着用したり、ビラ、プラカード、旗の類を持ち込んだりしないこと。
- （3）酒気を帯びていないこと。
- （4）審議中にみだりに席を離れてはならない。
- （5）発言し、又は拍手その他の方法により、公然と可否を表明してはならない。
- （6）騒ぎ立てる等、審議会の妨害をしないこと。
- （7）飲食及び喫煙をしないこと。
- （8）許可なく写真撮影、録画、録音等をしないこと。
- （9）携帯電話、ポケットベル、パソコン等の電源を切ること。
- （10）その他、審議の支障となる行為をしてはならない。

2 傍聴者は、審議会の会場においては、会長及び審議会の庶務を担当する男女社会参画課の職員の指示に従うものとする。

（入室の拒否及び退室の命令等）

第6条 会長は次の各号の一つに該当すると認める者については、入室の拒否又は退室を命ずることができる。

- （1）傍聴券を携帯していない者。
- （2）異様な扮装をなした者。
- （3）前条に違反する行為を行った者。

（傍聴者の入退室）

第7条 傍聴者は次の各号に掲げる場合には、速やかに退出しなければならない。

- （1）この規程に違反し、会長に傍聴の許可を取り消されたとき。
- （2）東京都板橋区男女平等参画審議会基本条例施行規則第22条に基づき審議会の決定により、非公開とした場合。

2 前項第1号の規程により退出を命じられた者は、当日再び審議会会場に入ることはできない。